

岡山県立瀬戸南高等学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題

本校では毎年i-check（年2回）、高校生活アンケート（年3回）を実施し、担任・教育相談室・学年団・生徒課が連携して、いじめの早期発見に取り組んでいる。認知件数は毎年数件あり、当該生徒への対応と指導は、速やかに行っている。「いじめ」の内容は、からかいや冷やかし、ふざけが多い。また、仲のよい友達間で行われているものもあり、生徒は「いじめ」と明確に認識していない傾向がある。人間関係の在り方など1年生の早い段階からHR指導や個人面談、三者面談など機会を捉えて指導を行っている。

また、生徒のスマートフォン所持率も高いことから、ケータイ安全教室を実施し、SNS利用や携帯電話利用において留意することや危険性についての啓発に努めている。問題が生じた際、友人・教員や家族等に相談するなど相談できる雰囲気が浸透しつつある状況にある。いじめを未然に防ぐためには、人権意識を高めるための行事の実施やいじめへの適切な対処、生徒の個人情報管理に関する教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

学校教育目標である「いのちと心の教育で人づくり」の考え方を念頭に、学校をあげた横断的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」には、教育相談室・人権教育係・生徒課に加え当該学年の学年主任も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に生徒への指導や職員の校内研修を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。

- ・いじめの未然防止のため、生徒の「自律」を目指し、主体的な活動を通して、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために高校生活アンケートを実施し、担任・教育相談室・生徒課との連携により早期対応を行うとともに、得られた情報を教職員間で速やかに共有する。（随時）

＜重点となる取組＞

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、人間関係のトラブルが発生しやすい1・2年生に対して情報モラルに関する授業やLHRを毎年計画的に実施する。
- ・面談、i-check、高校生活アンケート、ネットパトロール、STANDBY（悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ）等での訴えやすい環境を整備する。

保護者・地域との連携	学校	対応の具体
<p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ防止に関する学校基本方針を、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、保護者の集まる機会などを活用して、いじめ問題についての意見交換やスマートフォン等の正しい使い方についての説明を行う。・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。・長期休業中の生徒心得等にいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	<p>いじめ防止対策委員会</p> <p>＜対策委員会の役割＞ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応</p> <p>＜対策委員会の開催時期＞ 年2回開催及び事案発生時に随時</p> <p>＜対策委員会内容の教職員への伝達＞ 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達</p> <p>＜構成メンバー＞<ul style="list-style-type: none">・校外 スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）・校内 校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒課長、生活指導主任、教育相談室長、特別支援教育コーディネーター、人権教育係主任、養護教諭、各学年主任</p> <p>＜主幹＞校長</p> <p>全教職員</p>	<p>事案発覚一事実の確認-管理職への報告 -いじめ防止対策委員会-当該生徒への対応-保護者への連絡、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携-周辺生徒、全校生徒への対応</p>

学校が実施する取組		
<p>① いじめの未然防止</p> <p>（互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり）</p> <ul style="list-style-type: none">・日頃の授業や学級活動、ボランティアや体験活動、地域活動等で、コミュニケーション能力や社会性を育成し、ストレスに適切に対処する能力や他者と関わるために必要なスキルの定着を図る。一人ひとりが活躍できる活動や授業づくり、集団の一員としての自己有用感や充実感を育成し、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくり。・生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとする生徒の訴える力を育成するとともに、見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。 <p>（情報モラル教育）</p> <ul style="list-style-type: none">・ネット上のいじめを未然防止するために、情報機器の利便性とともに、SNS等で情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を専門科の協力を得て、全学年、各教科で横断的に行う。また、専門家の協力も得た、SNS等の利便性や危険性、トラブル対処法等の学習、最新技術を適切に活用できる能力や態度を育成する。 <p>（学習活動における人権教育）</p> <ul style="list-style-type: none">・教科科目の学習やLHR活動を通じて、生徒一人ひとりが自尊感情を抱き、互いを尊重しあう人権感覚の育成を目指す。・生徒一人ひとりの個性を尊重し、それを重視した学習活動を通じて、将来の自己実現に向けて、必要な力を身につける。特に、基礎学力の向上を目指して、課・科・学年・教科が連携して具体的な取組を行い、生徒の自己肯定感の育成を図る。 <p>（特に配慮が必要な児童生徒への対応）</p> <ul style="list-style-type: none">・特に配慮が必要な生徒についての日常的な支援の実施に加えて、積極的な研修を行い、保護者や関係機関等との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行なう。 <p>（教員の研修）</p> <ul style="list-style-type: none">・教育相談、人権教育研修会を通じて、いじめのない校内環境づくりに必要なスキルや能力を高める。・ハラスメント防止研修を通して、教職員の不適切な認識や言動が、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの発生を許し、いじめの深刻化に繋がることを十分に自覚する。	<p>② 早期発見</p> <p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒の実態把握のため、欠席・遅刻の多い生徒への声かけをはじめ、年2回のi-check、年3回の高校生活アンケートの実施、年3回の学期始めの個人面談、年2回の保護者面談等を行うことで、担任や教育相談室、生徒課、養護教諭などが生徒の生活の様子などの情報を収集し、いじめの早期発見を図る。（事実の確認後は直ちに管理職への連絡を行い、校長の判断のもとに委員会を開き、対策を講ずる） <p>（相談体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none">・相談担当の教職員を生徒に周知する。また、すべての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できる体制を整える。 <p>（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒の気になる変化や行為があった場合、速やかに情報共有する。	<p>③ いじめへの対処</p> <p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none">・本校生徒からSOSの発信やいじめを受けているとの通報を受けたり、喧嘩やふざけ合いなどを含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、後回しにせず、その場で止め、経緯を丁寧に聴取し、いじめの事実について正確かつ迅速な確認を行い、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。 <p>（組織的対応の検討）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめへの組織的な対応を検討するため、生徒指導委員会と連携を図りながらいじめ防止対策委員会を校長の判断により開催する。 <p>（関係機関との連携）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ問題の解決に向けて、いじめ防止対策推進法一国「いじめの防止等のための基本的な方針」一県「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づき、教育委員会と連携をとりながら、SC、SSW、児童相談所、医療機関、法務局、警察等との適切な連携をとる。 <p>（被害生徒への支援）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの事実が確認された場合には、被害生徒を守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>（加害生徒への指導）</p> <ul style="list-style-type: none">・加害生徒に対しては、いじめが絶対に許されない行為であること、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 <p>（周囲の生徒への指導）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、いじめを当事者の問題ではなく全体の問題として考えられるよう、話し合いの場を設けるなど、互いを尊重し認め合う人間関係の構築ができるような集団づくりに努める。

① いじめの未然防止	② 早期発見	③ いじめへの対処
<p>（互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり）</p> <ul style="list-style-type: none">・日頃の授業や学級活動、ボランティアや体験活動、地域活動等で、コミュニケーション能力や社会性を育成し、ストレスに適切に対処する能力や他者と関わるために必要なスキルの定着を図る。一人ひとりが活躍できる活動や授業づくり、集団の一員としての自己有用感や充実感を育成し、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくり。・生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとする生徒の訴える力を育成するとともに、見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。 <p>（情報モラル教育）</p> <ul style="list-style-type: none">・ネット上のいじめを未然防止するために、情報機器の利便性とともに、SNS等で情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を専門科の協力を得て、全学年、各教科で横断的に行う。また、専門家の協力も得た、SNS等の利便性や危険性、トラブル対処法等の学習、最新技術を適切に活用できる能力や態度を育成する。 <p>（学習活動における人権教育）</p> <ul style="list-style-type: none">・教科科目の学習やLHR活動を通じて、生徒一人ひとりが自尊感情を抱き、互いを尊重しあう人権感覚の育成を目指す。・生徒一人ひとりの個性を尊重し、それを重視した学習活動を通じて、将来の自己実現に向けて、必要な力を身につける。特に、基礎学力の向上を目指して、課・科・学年・教科が連携して具体的な取組を行い、生徒の自己肯定感の育成を図る。 <p>（特に配慮が必要な児童生徒への対応）</p> <ul style="list-style-type: none">・特に配慮が必要な生徒についての日常的な支援の実施に加えて、積極的な研修を行い、保護者や関係機関等との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行なう。 <p>（教員の研修）</p> <ul style="list-style-type: none">・教育相談、人権教育研修会を通じて、いじめのない校内環境づくりに必要なスキルや能力を高める。・ハラスメント防止研修を通して、教職員の不適切な認識や言動が、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの発生を許し、いじめの深刻化に繋がることを十分に自覚する。	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒の実態把握のため、欠席・遅刻の多い生徒への声かけをはじめ、年2回のi-check、年3回の高校生活アンケートの実施、年3回の学期始めの個人面談、年2回の保護者面談等を行うことで、担任や教育相談室、生徒課、養護教諭などが生徒の生活の様子などの情報を収集し、いじめの早期発見を図る。（事実の確認後は直ちに管理職への連絡を行い、校長の判断のもとに委員会を開き、対策を講ずる） <p>（相談体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none">・相談担当の教職員を生徒に周知する。また、すべての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できる体制を整える。 <p>（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒の気になる変化や行為があった場合、速やかに情報共有する。	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none">・本校生徒からSOSの発信やいじめを受けているとの通報を受けたり、喧嘩やふざけ合いなどを含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、後回しにせず、その場で止め、経緯を丁寧に聴取し、いじめの事実について正確かつ迅速な確認を行い、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。 <p>（組織的対応の検討）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめへの組織的な対応を検討するため、生徒指導委員会と連携を図りながらいじめ防止対策委員会を校長の判断により開催する。 <p>（関係機関との連携）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ問題の解決に向けて、いじめ防止対策推進法一国「いじめの防止等のための基本的な方針」一県「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づき、教育委員会と連携をとりながら、SC、SSW、児童相談所、医療機関、法務局、警察等との適切な連携をとる。 <p>（被害生徒への支援）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの事実が確認された場合には、被害生徒を守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>（加害生徒への指導）</p> <ul style="list-style-type: none">・加害生徒に対しては、いじめが絶対に許されない行為であること、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 <p>（周囲の生徒への指導）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、いじめを当事者の問題ではなく全体の問題として考えられるよう、話し合いの場を設けるなど、互いを尊重し認め合う人間関係の構築ができるような集団づくりに努める。